

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神戸市西区白水一丁目48番18号

名称 株式会社名村興業

代表取締役 名村 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸 山 達 也



許可の年月日 令和7年1月28日

許可の有効年月日 令和12年1月27日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 有・無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号 03200204492

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神戸市西区白水一丁目48番18号

名称 株式会社 名村興業

代表取締役 名村 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和7年8月21日

許可の有効年月日 令和12年8月20日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和2年8月21日新規許可
- (2) 令和7年8月16日更新許可

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無